

令和元年

7月農業委員会総会議事録

■日 時	2019年（令和元年）7月12日（金） 14：30～15：01	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 (敬称略) (議席順)	<p>[農業委員] 計（11名）</p> <p>2 井阪 正明 3 大谷 康之 4 山千代重榮 6 小林 修 7 横田 武</p> <p>8 久保 安治 9 福本 敏行 10 飯阪 保 12 辻井 正昭 13 辻林 孝幸</p> <p>14 友田 博文</p> <p>[欠席委員] 計（3名）</p> <p>1 西辻 達佳 5 高橋 一隆 11 辻畑 忠紹</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>濱田 和宏 西川 秀士 谷上 昇</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第4条の規定による許可承認について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可承認について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地使用貸借の解約通知確認について</p> <p>報告第4号 農地法第5条の規定による受理の取消について</p> <p>報告第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和元年7月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>では、開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>初めに、本日の出席者数の報告を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は11名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、1番、西辻委員、5番、高橋委員、11番辻畑委員でございます。</p> <p>従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書の訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>議案書の5ページでございます。</p> <p>議案第2号の3番、一番下の分の一番右、施設物のところなんですけれども、太陽</p>

光パネル288枚と記載させていただいておりますけれども、768枚に訂正のほう
お願いしたいと思います。

実は、これは、善正町の1019番のパネル枚数でして、288枚というのが。
1029番の480枚、これを足して合計768枚ということで、訂正のほうを願
いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、井阪会長、議事進行、よろしく願いいたします。

会 長 それでは、本日の議事録署名人は、3番、大谷康之委員さん、4番、山千代委員さ
んをお願いをいたします。

(両委員の承諾あり)

それでは、1ページをお開きください。

7月委員会議事日程、議案第1号から4号、報告第1号から5号の順に御審議をい
ただきます。

2ページをお開きください。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の
用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第1号、番号1、坪井町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局の谷上でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は坪井町で、地目は畑、面積は126平方メートル、転用目的、申請
人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、住宅の用、も
しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域であり、3種農地と判断いたしま
す。

転用目的は露天駐車場であり、申請人は近隣の製作販売業を営んでいる法人から要
望があり、車両4台分の駐車場に転用するものです。

続きまして、地区担当の辻畑委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は既に申請書の計画通りに転用されている。

申請地を転用した事により、周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。

申請人に会って確認したところ、申請書の内容に間違いは無く、転用後に許可が必
要なことを知ったため申請したとのことです。

許可後速やかに農地を転用し登記地目を変更するとの事、以上調査の結果から追認
許可やむを得ないと認めます、との報告を受けております。

なお、この件につきましては、辻畑委員からの報告にもありましたように、農地法
違反となっておりますが、許可権者による大阪府と協議いたしましたところ、この案
件については、農地区分が3種農地でありますことから、申請書に農地法を理解して
もらうため、申請者から始末書を添付させ、農業委員会の調査において周辺農地及び

水路等への影響がないようであれば追認許可にて違法状態を解消する方向でお願いしたいとのことであります。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第1号、番号1については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの使用貸借権の設定3件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、池田下町の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は池田下町で、地目は畑、面積は288平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、水道管等が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあり、500m以内に市立小学校及び保育園がありますので、3種農地と判断いたします。

転用目的は一般住宅で、被設定人は親族が所有である申請地に開発許可をとり住宅を建築するものです。

続きまして、地区担当の藤原推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は雑草が繁茂する休耕地であり、当該地を転用する事により周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。

借り人に確認したところ、転用目的は申請内容の通りに間違いは無く、許可後速やかに転用し、地目を変更するとの事です。また、貸し人にも申請どおりであると確認しております。

以上、調査の結果から許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号1については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第2号、番号2、黒石町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は黒石町で、地目は田、面積は103平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録が無い事を確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は一般住宅で、借り人は親族が所有する申請地に開発許可をとり住宅を建築するものです。

続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は現在畑作をしている農地であり、周辺の農地とは道で隔たっており、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響は無いと認められる。貸し人及び借り人に確認したところ、転用目的は申請内容どおりに間違いはなく、許可後速やかに転用し、地目を変更するとのことでした。

以上調査の結果から許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長 説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号2については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第2号、番号3、善正町の物件について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書5ページ、3番について説明させていただきます。

物件の所在地は善正町で、地目は畑、面積は合計3,082平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、農用地区域内

にある農地であります。

転用目的は、営農型太陽光発電施設設置に係る基礎部分合計60平方メートルの3年間の一時転用です。

営農型太陽光発電施設とは、農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するものであり、平成25年及び平成30年の農林水産省通知により取り扱いが定められております。

今回発電パネル下部で原木椎茸の栽培が計画されており、営農に関して借り人である古川ファーム株式会社は、岡山県で同じソーラーシェアリングの原木椎茸栽培で成功しているブランド名マルハチ椎茸で有名なネクストイノベーション株式会社とコンサルティング業務委託契約を締結し、通知に定められている必要書類である営農計画書や必要な知見を有する者の意見書等も、その成功例をもとに申請地の立地や気候を考慮し計画されているものであります。

通知では、営農型発電設備の一時転用許可を受けた者は、毎年下部の農地における農作物の生育に係る状況及び生産された農作物の収量に係る状況を翌年2月末日までに報告することが義務づけられ、適切な営農が行われているか確認し、営農が適切に行われていない場合には、農地転用許可権者が文書により改善指導し、改善されない場合には、農地転用許可の取り消しや経済産業省において聴聞を経て発電の買い取りに係るFIT認定の取り消しをすることなど対応が定められています。

本市においては、営農型発電施設設置による一時転用は初めての事案であり、今年3月の農業委員会総会後に特別審査委員会を開催し、特別審査委員及び地区担当委員による審査と現地確認を行いました。

今回この事業を申請地で行うことにつき、土地改良区の同意書並びに隣接の同意書を申請書に添付しております。

続きまして、地区担当の田中推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は、今現在作付けはされていないが農地であります。申請地を転用することにより、周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。申請地を転用する事により周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。

貸し人及び借り人双方に確認したところ、転用目的は申請内容どおりに間違いはなく、許可後計画どおりに事業を遂行するとのことでした。

以上、調査の結果から許可やむを得ないと認めます、との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会 長

ただいまの説明につきまして、異議、意見はございませんか。

はい、どうぞ。

1 2 番

すみません。この5条転用ですねんけれども、貸し人さん、それで借り人は法人名

しか上がってないんやけれども、法人名の代表者の名前は必要ないんですか。その辺、ちょっと。

事務局 こちらは必要ございません。

1 2 番 ないの。

事務局 はい。

1 2 番 それだけです。

会長 はい。

1 4 番 私、別に反対するわけやないんですけれどもね、結構なことやと思うんですけども、この前テレビを見ていたら、電気は買わないということになったということを知ったんですけれども、1年間は関電が14円で買うというふうに言うてたと思うんですけども、この古川ファームさんの場合はどういう状況になっているのか、その辺のところをちょっと教えていただけたらと思います。

それともう一つ、内容をもっと私らにもこの資料をもらわないかと思うんですけども、資料がないので質問の仕方もわからないんやけれども、設備費というのは、どのぐらいこれかかっているのか、わかったらちょっと教えていただけたらと思うんです。

事務局 古川ファームにつきましては、承認申請のほう平成29年にとられているということで、その当時の買電価格は21円パーキロワットアワーというふうな単価になってございます。現在は、2019年度、今年度は14円パーキロワットアワーというふうな形で、かなり買い取り価格も下がっているというふうなことで聞いておりますが、29年度時点の21円パーキロワットアワーでFIT法に基づいて20年の固定というふうな形で聞いてございます。

1 4 番 設備費は。

事務局 それと、あと設備費のほうですけれども、設置費用が合計31,536,000円ということで聞いております。

1 4 番 31,536,000円。

事務局 はい。

1 4 番 ちょっとすみません。

会長 どうぞ。

1 4 番 これ、まあね、20年で終わるでしょう。

事務局 はい。

1 4 番 そしたら、途中で、この前の台風21号みたいなのが来てさ、パネルが飛んだりとか、よく、大栄環境でも泥棒に遭って線切られたわな。大きな銅線切られて盗まれた。そんなときがあったら、もしそういうなんあったら、そういうのはやっぱり保険もちゃんとかけてんやろね。

事務局 今現在、こういうソーラーを設置される方におきましては、そういった風水害の補償に入っているというふう聞いております。ただ、盗難に遭った云々ということになれば、これは盗難の関係もございまして、警察のほうへ報告するというふうな形に

なろうかなと思いますけれども、一般的な風水害とかあった場合の保険には加入しているということで聞いてございます。

1 4 番

はい。それはな、そういうのを聞いているわけやないんやけれども。やっぱり、その電線が切られたりなんかした場合は長いこと使われへんからね、売電できないわな。そういうときにリスクが相当生じるわな。そんなことも考えてやね、途中であきらめてもうやめたとなったりして、放っとかれてもかなわんから、そういった面できちっとできてたらいいんやけれども。今はもう売電は、売電じゃないわ、電気の買い取りはしないという方向に決まっているようにも思うんやけれども、今これ20年したら20年きっちり終わってしまうわな。その辺のところね、ちょっと何か懸念するところあるし、今後、こういう状況はもう買わないとなったら出てこないかもわからへんので、その点、心配なもんがあるので、その辺は事務局でしっかりと計算してやっていってほしいなと思います。

結構です。

事務局

はい、わかりました。

6 番

すみません。1番とか2番の家を建てるときの面積制限とかそんなん別にないんですか。

事務局

これにつきましては、必要最小限度というふうな形で、建築・開発指導室のほうで聞いてございますので、開発許可と農転が同時許可やというような形になりますので、その辺は建築・開発指導室のほうで必要最小限度の面積やということで判断されているということで聞いております。

会長

おわかりいただけましたですか。

それでは、議案第2号、番号3につきましては、質疑を打ち切りまして、異議なしとさせていただきます。

議案第2号、番号3については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画1件を別表のとおり定めるものとする。

議案第3号、番号1、仏並町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

議事参与になりますので、退席していただく……。

会長

そうですね。

この件につきましては、飯阪委員、福本委員さんが申請者の親族のため、退場ということでお願いをいたします。

農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席をお願いいたします。

再開させていただきます。

議案第3号、番号1、仏並町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件は仏並町で、地目は畑1筆、面積は1,152平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、ハウスにてイチゴ栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻畑委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、イチゴ栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認をいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地でイチゴを栽培する予定であります。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号1については、このとおり決定することといたします。

それでは、退場された方、入場してください。

それでは、続きまして、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願2件に関する願出を別表のとおり定めるものとする。

議案第4号、番号1、池田下町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページ、1番について説明させていただきます。

物件は池田下町で、地目は田1筆、面積は604平方メートルでございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議案書記載のとおりとなっております。

また、地区担当藤原推進委員さんと現地調査を行いましたところ、野菜栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会 長 説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第4号、番号1については、このとおり証明することといたします。

続きまして、議案第4号、番号2、室堂町の物件について、事務局の説明を求めます。

10ページ、11ページ、12ページにまたぎます。どうぞよろしく申し上げます。

事務局

議案書9から12ページ、2番について説明させていただきます。

物件は室堂町で、地目は田24筆、畑18筆、面積は合わせて18,528.88平方メートルでございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議案書のとおりとなっております。

また、地区担当横田委員さんと現地調査を行いましたところ、野菜、水稲、果樹栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。

農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

会長

説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第4号、番号2については、このとおり証明することといたします。

続きまして、報告に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用5件を専決により受理したので報告する。

14ページを御参照ください。

続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転6件、賃貸借権の設定1件を専決により受理したので報告する。

16、17ページを御参照ください。

続きまして、報告第3号 農地使用貸借権の解約通知確認について、農地使用貸借権の解約1件に関する通知を別表のとおり確認するものとする。

19ページを御参照ください。

続きまして、報告第4号 農地法第5条の規定による受理の取消しについて、受理取消し届1件に関する届け出を受理したので報告する。

21ページを御参照ください。

続きまして、報告第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用

を受けた特例農地の利用状況 1 件について、別表のとおり確認するものとする。
23、24 ページを御参照ください。
以上で、予定されました議案は終了いたしました。